

佐賀県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十一月十六日から平成二十四年十二月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	後 変 更 前 の 別 幅 員 メートル
県道 黒川松島線	伊万里市黒川町立目字佐礼五 四二番四地先から 伊万里市黒川町立目字赤八ゲ 二八八番一地先まで	後 二七・五 一・五
	伊万里市黒川町立目字佐礼五 四二番四地先から 伊万里市黒川町立目字赤八ゲ 二八八番一地先まで	前 一三・〇 一・五
		延 長 メートル 四〇・〇